

西東京市第 2 次総合計画について

西東京市のまちづくりを進めるためのしくみ（計画体系）は、市の最上位計画である総合計画と、その下位に各課が策定する各分野における個別計画があります。総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画の 3 つから成り立っており、計画期間としては、基本構想・基本計画が 10 年、実施計画が 3 年となっています。

基本構想とは

基本構想とは、地域における総合的かつ計画的な行政運営を行うために、めざすべき将来像やまちづくりの方向性等を示すもので、10 年間の長期的な視野に立ったまちづくりのビジョンを示したものです。

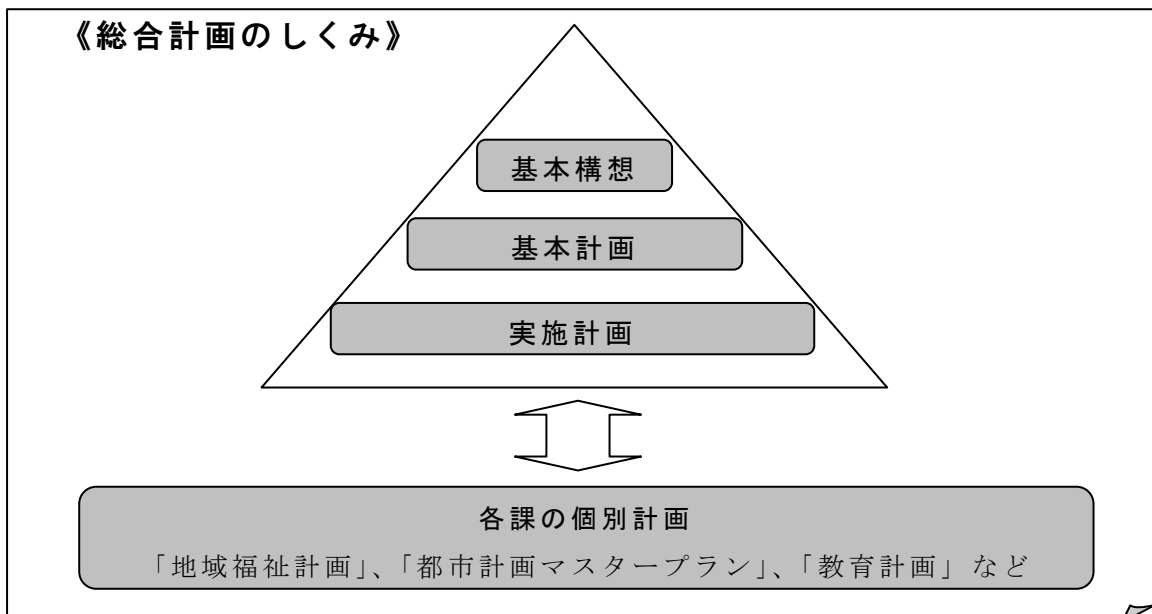
基本計画とは

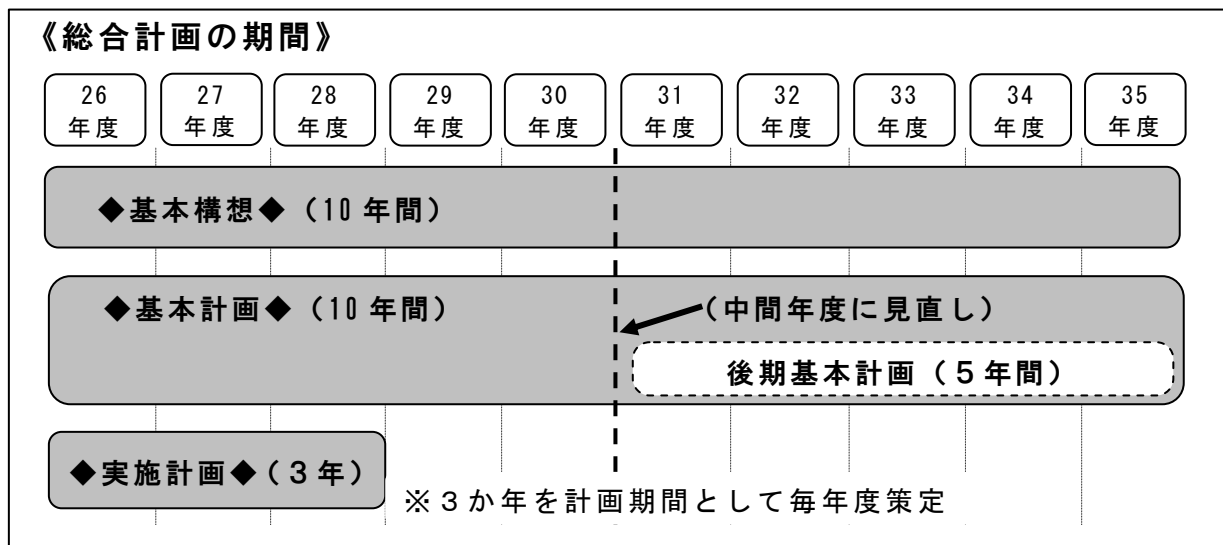
基本構想で示したビジョンを実現するための施策の体系を示した中期計画を指します。基本計画は基本構想と同時に策定し、計画期間は基本構想と同じく 10 年間の計画となります。ただし、中間年で、社会情勢の変化や基本計画事業の実施状況や新たな市民ニーズなどを踏まえ、見直しを行うこととしています。

実施計画とは

基本計画で示した施策体系に基づく具体的な事業計画を指します。実施計画は、新年度予算を基に 3 か年を期間として毎年度作成し、各事業が 3 年間でどこまで進められ、どの程度の予算が配分されるのかを明らかにします。

基本計画と実施計画は、目的と手段の関係にあり、実施計画の内容は、基本計画の施策達成に向けて、財政の裏づけをもって計画的な推進を図るための事業の集まりとなります。





○第2次基本構想（平成26年度～平成35年度）における基本理念について

第2次基本構想では「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」を私たちの望み（基本理念）として掲げました。

この理念には「まちを楽しむ」気持ちから私たちの住むまちに誇りや愛する気持ちが生まれ、そこからお互いを思いやり尊重できる「やさしさ」や人と人とのコミュニケーションにあふれた「ふれあい」が息づくとの思いが込められています。

さらに、「まちを楽しむ」ことから一歩前へ踏み出し、「みんなでまちをつくる」ことに参画し、みんなが輝くことのできる魅力あるまちを築くことで、「このまちに暮らす誇りを次世代へとつなげることができる。」といたしました。

本市では、この基本理念の実現を目指してまちづくりを進めています。

【後期基本計画の策定に向けた検討範囲について】

今回の後期基本計画策定に向けた検討範囲（見直し範囲）としましては、「西東京市第2次基本構想・基本計画」のうち、「基本計画」の部分となります。

「基本計画」は、基本構想と同時に平成26年度から10年間を計画期間としてスタートいたしましたが、中間年度となる平成31年度に見直すこととなっております。

そのため、平成26年度～平成30年度の5年間における各施策の取組状況や施策・事業をとりまく環境の変化（社会経済情勢等の変化）、市民意識や市民ニーズ等の分析を踏まえ、平成29・30年度の2か年をかけて見直しを行い、平成31年度からの後期基本計画として策定します。

《現行総合計画の全体イメージ》

